

# 朝倉市立地適正化計画における届出制度の運用開始について

朝倉市では2024年（令和6年）4月に立地適正化計画の公表を予定しています。

立地適正化計画の策定によって、**2024年（令和6年）4月1日から**、都市再生特別措置法にもとづき、**立地適正化計画区域内（＝都市計画区域内）において以下の行為に着手する場合には30日前までに市長への届出が必要になります。**

## 1. 都市機能誘導に関する届出

【施設の新設・改築・用途変更について】

都市機能誘導区域**外**が対象となります

開発行為

誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為

建築等行為

- ① 誘導施設を有する建築物を新築する場合
- ② 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- ③ 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

【施設の休廃止について】

都市機能誘導区域**内**が対象となります

誘導施設の休廃止

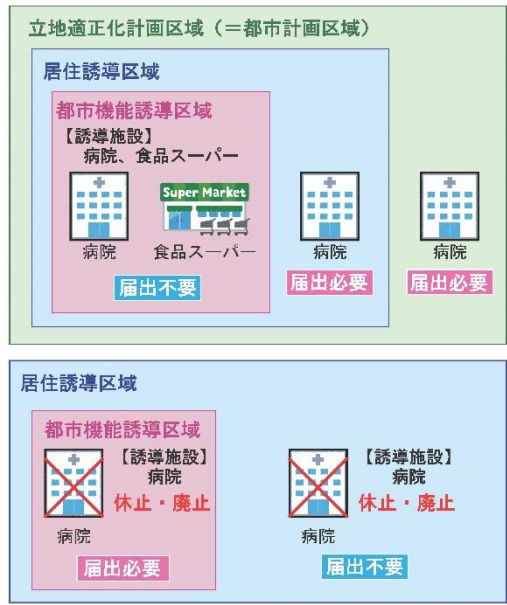
誘導施設を休止し、または廃止しようとする場合

※誘導施設とは以下の施設を指します。

《行政機能》	市庁舎
《介護福祉機能》	保健福祉センター / 在宅系介護施設（デイサービス等）
《子育て機能》	子育て支援センター / 保育所、認定こども園、幼稚園
《商業機能》	食品スーパー等（地域型商業施設） / ドラッグストア
《医療機能》	病院（総合的な医療サービス） / 診療所（日常的な診療）
《金融機能》	銀行・農協・信用金庫（決済や融資等の窓口） / 郵便局（日々の引き出し、預入）
《教育・文化機能》	文化ホール / 図書館 / 博物館
《交流機能》	コミュニティセンター等

（各施設の定義は「朝倉市立地適正化計画に係る届出制度の手引き」をご確認ください）

### 届出対象のイメージ



## 2. 居住誘導に関する届出

【居住誘導区域外で届出対象となるもの】

開発行為

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 1戸または2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で規模が1,000㎡以上のもの

建築等行為

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

### 届出対象のイメージ

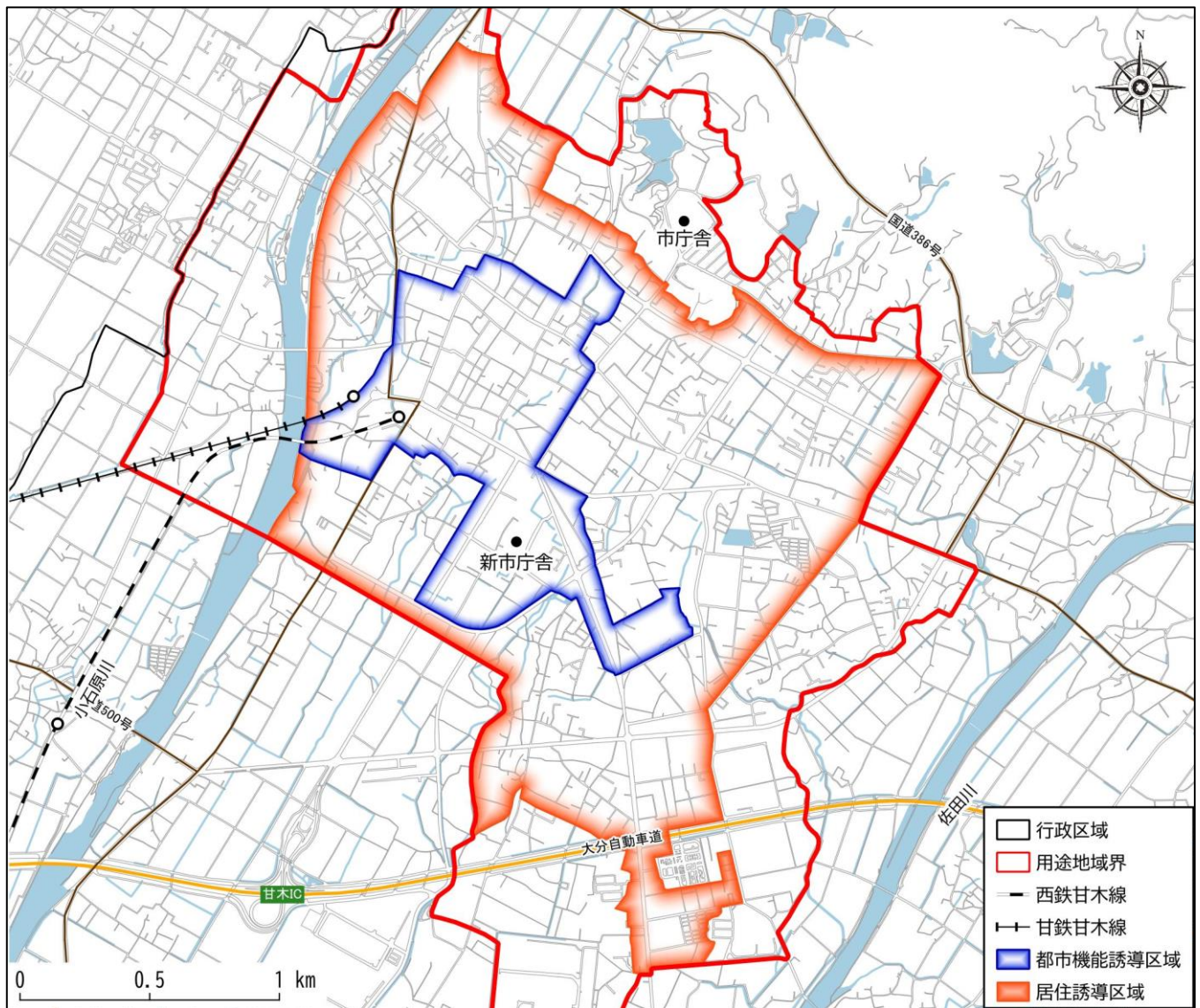


### 《注意事項》

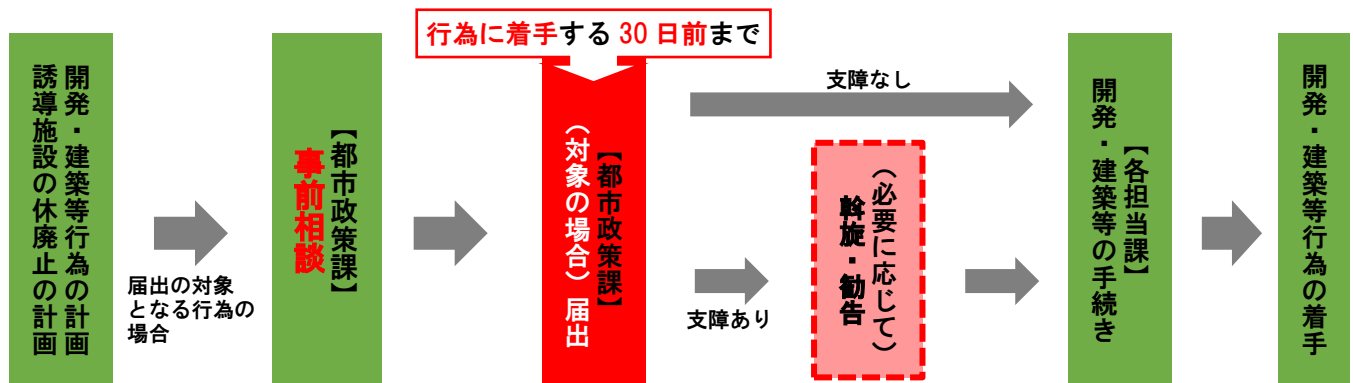
- ① 届出義務に対する規定が、宅地建物取引業法に規定する重要事項説明の対象となります。
- ② 虚偽の届出や届出をしないで開発行為等を行った場合、都市再生特別措置法に基づく罰則規定があります。

※都市機能誘導区域・居住誘導区域の範囲については裏面をご覧ください。

## ●都市機能誘導区域・居住誘導区域



## ●届出の流れ



**注意** 届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合、都市再生特別措置法に基づく罰則規定があります。

## ●届出の方法

- 提出図書：届出書、添付図書（図面、その他参考図書）等
- 提出部数：1部（控えが必要な場合は、副本を併せて提出してください。）
- 提出先：朝倉市都市政策課